福島県のうち 南会津郡のうち南会津町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 耶麻郡のうち西会津町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 耶麻郡のうち猪苗代町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十一キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が一キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 西白河郡のうち西郷村	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 西白河郡のうち矢吹町	同時に給油することができる自動車の数が十以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十八・八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 東白川郡のうち棚倉町	同時に給油することができる自動車の数が七以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上

		三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 東白川郡のうち塙町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 石川郡のうち石川町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 石川郡のうち平田村	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量九・四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 石川郡のうち浅川町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 相馬郡のうち新地町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること